

## 団体交渉の議事録

交渉日：令和3年10月28日（木）14時30分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 副知事、総務局長、人事部長、労務担当部長、制度企画課長、  
教育長、交通局長、水道局長、下水道局長 外  
都労連 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、  
都庁職執行委員長、都教組執行委員長、東交執行委員長、  
（全）東水労中央執行委員長、都高教組執行委員長 外

都労連 本日は、年末一時金に関する要求書を提出いたします。  
要求は、長引くコロナ禍のもとで、懸命に奮闘している全ての職員の  
思いを踏まえ、都労連全単組の総意で決定したものであり、大都市労連  
連絡協議会の統一要求でもあります。  
都民の命を守り暮らしを根底から支えている職員の奮闘に応えるた  
めにも、要求を真摯に受け止め、誠意ある回答を求めます。  
それでは、要求書について、書記長から説明いたします。

（要求書読み上げ）

当 局 ただ今、年末一時金についての要求を承りました。  
早速、知事に報告するとともに、私どもも検討に入りたいと思います。  
この際ですので、私から一言申し上げます。  
本年の勧告は、特別給が2年連続で引下げとなっておりますが、その  
引下げ幅は国や多くの他団体よりも小さく、全国で最も高い支給月数が  
勧告されております。  
都政を取り巻く情勢が依然として厳しい中であって、職員の勤務条件  
に対しても、都民から常に厳しい視線が注がれております。  
皆さんからの要求につきましては、人事委員会勧告の内容や、現下の  
厳しい社会経済情勢等を十分に踏まえ、都民の理解と納得が得られるか  
という視点から慎重に検討した上で、改めて回答したいと思います。  
さて、この間の小委員会交渉では、職員の定年引上げなどを中心に、  
労使協議が行われていると聞いております。定年引上げは、昭和60年  
の定年制導入以来初めてとなる大きな見直しであり、職員の勤務条件全  
般に影響するものと考えております。こうしたことから、都においては、  
本年6月の関連法成立の前から、労使で議論を積み重ねてまいりました。  
その結果として、定年の引上げ方や再任用制度の見直しなどの方向  
性については、労使双方で認識が共有されているものと考えております。  
しかしながら、給与や退職手当の取扱いなど、一部の項目を巡っては、  
制度・水準の抜本的な改善を求める皆さんと、私どもの見解との間に、  
依然として大きな隔たりがあると聞いております。  
現下の厳しい状況を踏まえれば、均衡の原則はもとより、職責・能力・  
業績主義の一層の徹底を図りつつ、さらには、都民の理解と納得が得ら

れるかという視点に立って、人事制度を構築していくことが必要不可欠です。

あわせて、定年引上げを契機として、高齢層職員を含む全ての職員の意欲と能力を最大限引き出し、更なる都庁の機能強化を図っていかねればなりません。

こうした認識のもと、私どもとしては、これまで皆さんと重ねてきた議論や都の実情を踏まえた具体的な検討を進め、見直しを要する人事制度について、今給与改定交渉期において結論を得ていく必要があると考えております。

労使にとって残された時間は限られておりますが、これまで築き上げてきた信頼関係に基づき、協議を尽くした上で、結論を得なければならないと考えております。

私からは以上です。

都労連

都側から、特別給が2年連続引下げとはいえ、全国で最も高い支給月数であるとの認識が示された上で、要求については、都民の理解と納得が得られるかという視点から慎重に検討との考え方が明らかにされました。

首都圏で暮らす職員の生活実態を踏まえれば、全国で最も高い支給月数であっても、殊更問題視する必要はないものと申し上げます。

むしろ、感染症への対応はもとより、多発する災害対応など、これまでの職員の奮闘や、公共の果たす役割と責任の重要性を考慮すれば、都民の理解と納得は得られるものと認識しており、都労連の要求こそ正当性があるものと確信いたします。

また、定年年齢の引上げに関して、これまでの労使交渉での議論に言及がされました。都労連としても、基本的な方向性について、都側と認識を一にする部分があることは否定いたしません。

焦点となる、給与水準や退職手当を中心に、依然として対立状態にあることも承知しています。

高齢職員を含めて全ての職員の意欲と能力を最大限引き出すのであれば、給与水準をはじめ、都労連要求に対して、より一層踏み込んだ検討を求めておきます。

都側は、定年制導入以来の大きな見直しであるとの認識を示していますが、であればこそ、今後には禍根を残さないためにも、何よりも、職員の理解と納得を得ることが不可欠であり、そのためにも十分に労使交渉を尽くす必要があると申し上げます。

そして、見直しを要する人事制度について、今給与改定交渉期において結論を得ていく必要があるとの考え方が示されました。

都労連としても、定年年齢の引上げについては、今交渉期での解決を目指す立場に変わりはありませんが、それは、都側の姿勢如何であり、これまでのように、都労連要求に対して、否定ありきの態度では、到底結論など得られるはずはないものと、明確に申し上げておきます。